

群馬県読書活動推進計画 改定案
(令和2年度～令和6年度)

目 次

■第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
■第2章 基本的な考え方	3
1 基本目標	4
2 基本方針	4
■第3章 これまでの読書活動推進における取組・成果と課題	5
1 これまでの読書活動に関する取組・成果	5
(1) 県の取組	5
(2) 市町村の取組	5
(3) 県立図書館の取組	6
(4) 学校等の取組	7
(5) 県内公共図書館の利用状況の推移	8
(6) 第3次群馬県子ども読書活動推進計画の達成状況について	9
2 読書活動を取り巻く情勢の変化	12
(1) 学習指導要領の改訂等	12
(2) 情報通信手段の普及・多様化	12
(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)	12
3 これまでの読書活動に関する課題	13
■第4章 県民の読書活動の推進のための取組	15
1 家庭における読書活動の推進	15
2 地域における読書活動の推進	15
(1) 県及び市町村の取組	15
(2) 図書館の取組	16
3 学校等における読書活動の推進	18
(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の取組	18
(2) 学校の取組	18
4 読書活動におけるバリアフリーの推進	21
5 関係機関等の連携・協力	24
(1) 学校と公立図書館の連携・協力	24
(2) 図書館相互の連携・協力	25
(3) その他の連携・協力	25
6 指標の設定	26

■第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

読書活動は、人が成長する過程において、言葉を学び、感性を磨き、表現力や知識を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境整備を積極的に推進していくことが極めて重要です。

近年では、インターネットやスマートフォンの普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段の多様化により、読書環境が大きく変化し、情報や知識の習得方法や読書の在り方にも大きな影響を及ぼし、読書離れや読解力の低下が懸念されています。

国においては、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、それに基づき平成30年4月には第4次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、現在に至っています。

本県においては、平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」、平成22年3月に第2次計画、平成27年3月に第3次計画を策定して子どもの読書活動を推進してきました。

また、平成31年4月には「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」が施行されました。この条例は、あらゆる世代を通じて、より積極的に読書活動が行われるために、読書活動の意義や重要性について、県民の理解及び関心を高め、家庭、地域、学校及び行政が連携して県民の読書活動を支援する環境を整備することを規定するとともに、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動を支援する環境整備を推進し、知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現を目指しています。

こうした本県のこれまでの取組・成果と課題を検証するとともに、国の新しい基本計画や条例を踏まえ、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動の推進を図るため、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく、第4次「群馬県子ども読書活動推進計画」
- (2) 「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」を踏まえた計画
- (3) 群馬県の教育分野における最上位計画である「群馬県教育振興基本計画」の個別基本計画

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

■第2章 基本的な考え方

第3期群馬県教育振興基本計画（2019年度～2023年度）では「たくましく生きる力をはぐくむ ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」を基本目標としています。

群馬県読書活動推進計画では、この基本計画を基に、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書に親しむ環境を整えることを目的として、児童書の整備や学校図書館等への支援等により、子どもの読書活動を推進していきます。

また、①高齢化社会において誰もが豊かな人生を送ること、②高度情報化社会の一つの弊害として子どもの読書離れが進む一方で、社会を生き抜くには高度な言語運用能力が必要とされていること、これらへの対応として読書の果たす役割は非常に大きく、家庭や地域全体で大人も含め、障害の有無にかかわらず、全ての県民が読書に親しむ環境を充実させていくことが重要です。

このような状況の下、平成31年4月に施行された「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」を受けて、家庭・地域・学校・行政及び民間団体が連携し、県民全体の読書活動を推進していきます。

1 基本目標

生涯を通じて 学ぶ・楽しむ・考える「読書」の推進
～読書から紡ぐ自分の夢・みんなの未来～

2 基本方針

- (1) 読書習慣を形成するために、乳幼児期から家庭、学校、地域等が連携し、継続した支援を行う。
- (2) 県民が生涯にわたって読書に親しむために、読書環境を整備する。

[具体的な取組]

○家庭における読書活動の推進

県民が生涯にわたって読書に親しむため、あらゆる世代に応じた読書活動の推進を行う。

○地域における読書活動の推進

県民の読書活動を推進するため、公立図書館や公民館等を拠点とした読書環境の整備に取り組む。

○学校等における読書活動の推進

子どもの読書習慣の形成を図るとともに、読書を楽しみ、読書の幅を広げていけるように適切な支援等を行う。

○読書活動におけるバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、全ての県民が読書に親しめるように、読書環境の整備を行う。

○関係機関等の連携・協力

公共図書館、学校、民間団体等が相互に連携、協力することにより読書環境の整備を図る。

□本計画における読書活動には、時代の変化と一人ひとりのニーズに合わせ、紙に印刷された本のみならず、電子書籍等の多様な媒体による読書を含みます。

■第3章 これまでの読書活動推進における取組・成果と課題

本県では、平成27年度から平成31（令和元）年度まで、第3次群馬県子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進に取り組んできました。

本章では、これまでの読書活動推進における取組と成果及び課題についてまとめます。

1 これまでの読書活動に関する取組・成果

（1）県の取組

- 子どもの読書活動に係る取組を促進するため、「子ども読書活動優秀実践校・図書館・団体表彰」（文部科学大臣表彰）や、「読み聞かせボランティア顕彰」、「優良図書館表彰」等を行い、県ホームページ等で取組を紹介しました。
- 「ぐんま読書フェスティバル」、「群馬県子ども朗読大会」を開催し、子どもたちの読書意欲の向上を図りました。
- 市町村に対し、子ども読書活動推進計画の策定を支援しました。

（2）市町村の取組

- 地域住民に身近な市町村立図書館及び公民館図書室の整備・充実等、読書環境を整備しました。
- 子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動の意義等について普及・啓発に取り組みました。
- 市町村立図書館や福祉部局等と協力し、ブックスタート(*1)等の乳幼児から親子で本に親しむ取組を推進しました。

（3）県立図書館の取組

①学校・地域支援

- 「学校図書館支援1000冊プラン」により、図書館未設置町村の学校への

(*1)【ブックスタート】赤ちゃんとその保護者に絵本等を手渡し、絵本を介して親子の絆を深め、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動

支援を行いました。

- 学校の授業等に活用できる「学習支援図書セット」や朝の読書活動で活用する「朝の読書推進図書セット」を学校及び幼稚園等に貸出しました。
- 「夏休み高校生ボランティア」や「特別支援学校生徒の職場体験活動」、「社会科見学受入れ」等を実施し、図書館を身近に感じてもらうことにより、読書意欲の向上を図りました。
- 学校図書館司書のスキルアップのための研修会を行いました。
- 学校の教員向けの学校図書館活用の研修会を行いました。
- 図書館未設置町村の公民館図書室等への図書の一括貸出を行いました。

②読書環境整備

- 専門的な資料の収集や郷土資料の収集を行うとともに、市町村立図書館では購入が難しい高額資料の整備に努めました。
- 推薦図書に関わる啓発資料の掲示や、図書館ガイドブック等の配布を行いました。
- 図書館の相互貸借制度により読書環境の整備に努めました。
- 高齢者の読書活動を推進するために大活字本の貸出しを行いました。
- 障害のある方の読書活動を推進するために、大活字本やLLブック(*2)などの収集、拡大読書器の整備を行いました。
- 障害のため来館が困難な方への宅配サービスを行いました。

③イベント・展示

- 県内の施設の企画展やイベントと連携し、図書の展示を行いました。
- 図書館施設を活用したイベントを行い、関連図書資料を展示しました。
- ボランティアにより、「読み聞かせ」や読書に関する様々なイベントを行いました。

(*2)【LLブック】「LL」はスウェーデン語のLättläst（やさしく読みやすい）の略。知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本。当初は知的障害者向けに刊行されていたが、現在では高齢者や移民、認知症の人など、読むことに困難を伴いがちな幅広い層へと対象が広がり、北欧を中心に普及している。

- 毎年7月末に「図書館こどもまつり」を開催し、幼児や児童、保護者が図書館を訪れるきっかけ作りに努めました。
- 季節や行事に関連する図書の展示を企画、実施しました。
- 毎年10月末に全国高等学校ビブリオバトル(*3)群馬県大会を開催し、中高生の読書推進に努めました。

(4) 学校等の取組

- 学校図書館充実事業を平成24年度から実施しています。

平成24・25年度	板倉町立東小学校
平成26・27年度	前橋市立朝倉小学校
	高崎市立乗附小学校
平成28・29年度	昭和村立昭和中学校
平成30・31（令和元）年度	草津町立草津中学校

【主な取組】

- ・ 学校図書館の環境整備
- ・ 学校図書館（書籍等）を活用した授業づくり
- ・ 学校図書館教育全体計画、年間指導計画の作成
- ・ 教員と学校司書との連携
- ・ 公共図書館との連携
- ・ 研究成果の発信（2年次の公開授業や、取組のWeb掲載）
- 国語の授業だけでなく、各教科の授業において、学校図書館を活用した授業づくりに取り組みました。
- 委員会活動等でお薦めの図書を紹介する活動に取り組みました。
- 朝読書を実施しました。
- 図書館部会等を通して、国の動向等を説明し、課題の共有を行いました。

(*3) 【ビブリオバトル】書評合戦ともいう。発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する質疑を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら、人を通して本を知る、本を通して人を知ることができる。

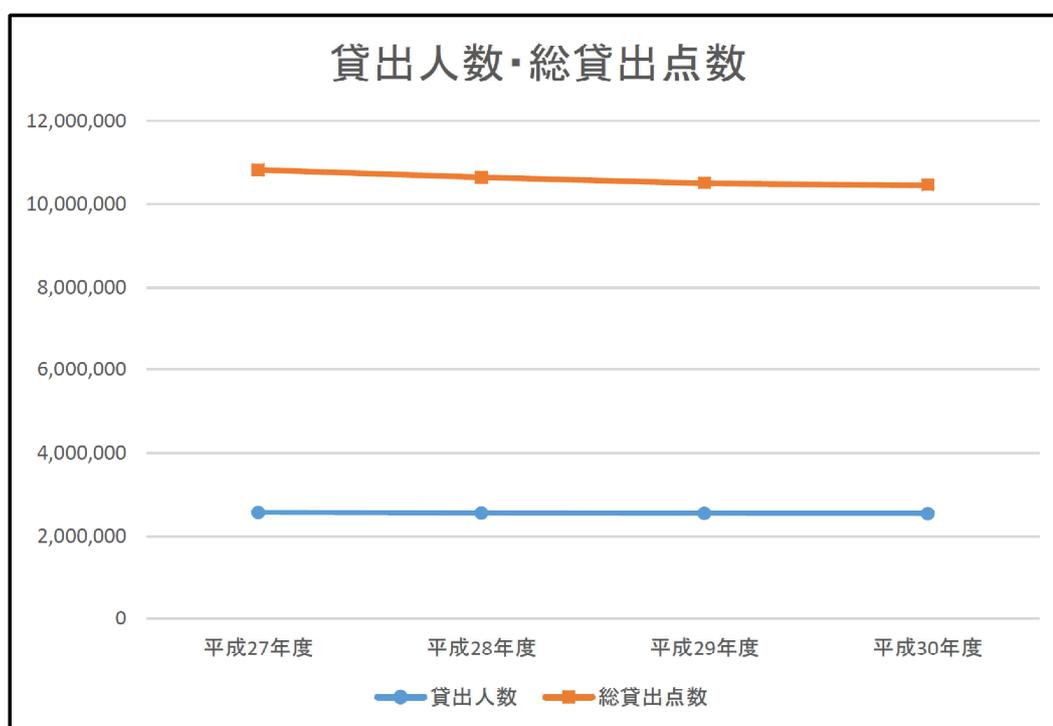
(5) 県内公共図書館の利用状況の推移

平成27年度から平成30年度の県内公共図書館(*4)の貸出人数はおよそ250万人です。250万人台を維持しているものの、やや減少傾向にあります。

また、総貸出点数も1,000万冊を超えています。大きく変化はしていませんが、徐々に減少しています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸出人数	2,573,416	2,557,065	2,552,731	2,547,224
総貸出点数	10,823,849	10,651,016	10,510,832	10,455,978

(出典:「群馬県の図書館」県立図書館)



(*4) 【公共図書館】 県立図書館、県立点字図書館、議会図書室、市町村立図書館、公民館図書室等

(6) 第3次群馬県子ども読書活動推進計画の達成状況について

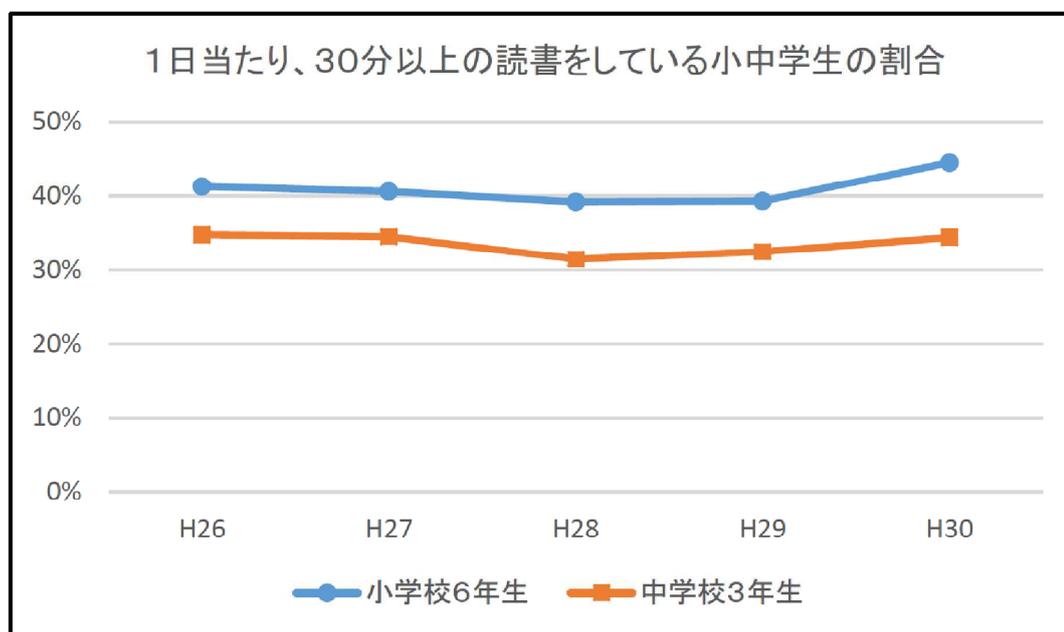
目標1：1日当たり、30分以上の読書をしている小中学生の割合の向上

区 分	平成26年度 (基準値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 (目標値)
小6 (全国平均)	41.3% (38.2%)	40.6% (37.7%)	39.2% (36.5%)	39.3% (36.5%)	44.5% (41.1%)	50.0%
中3 (全国平均)	34.8% (31.4%)	34.5% (30.6%)	31.5% (28.2%)	32.5% (29.2%)	34.4% (30.9%)	50.0%

(出典:「全国学力・学習状況調査」文部科学省)

※第3次計画の計画期間は平成31年度までとなっているが、上位計画(第2期群馬県教育振興基本計画)の目標年度である平成30年度を目標年度としている。

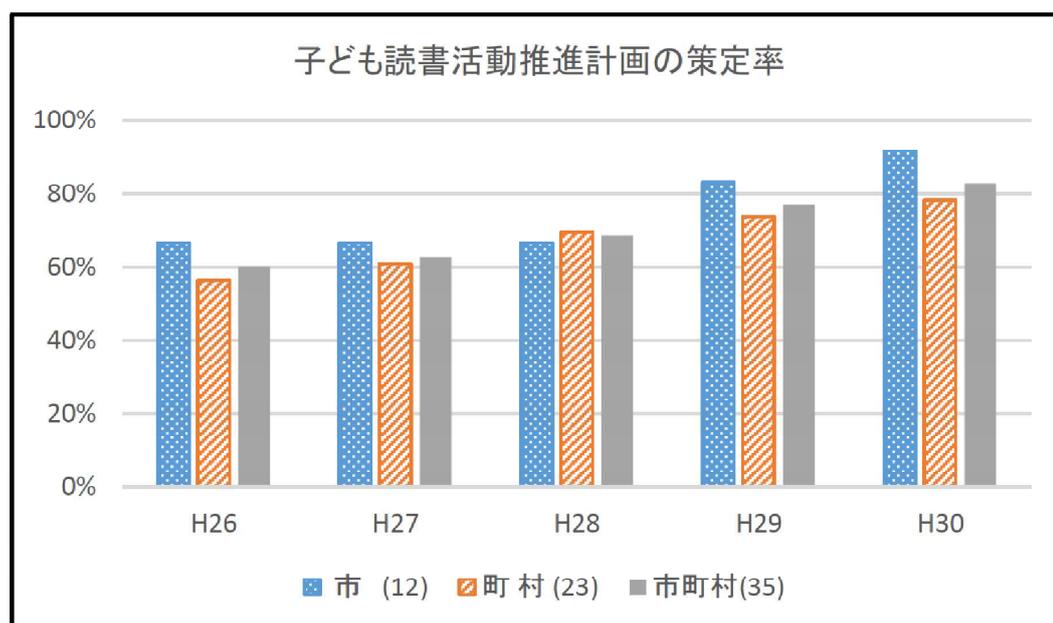
「1日当たり、30分以上の読書をしている児童生徒の割合」については、小学校6年生及び中学校3年生ともに目標には達しない状況ですが、平成30年度の全国平均(小6：41.1%、中3：30.9%)を上回っています。



目標2：市町村における子ども読書活動推進計画の策定率の向上

区分 (自治体数)	平成26年度 (基準値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)
市 (12)	66.7% (8)	66.7% (8)	66.7% (8)	83.3% (10)	91.7% (11)	100.0% (12)
町村 (23)	56.5% (13)	60.9% (14)	69.6% (16)	73.9% (17)	78.3% (18)	100.0% (23)
市町村 (35)	60.0% (21)	62.9% (22)	68.6% (24)	77.1% (27)	82.9% (29)	100.0% (35)

令和元年度までに、県内全35市町村での策定を目指しました。子ども読書活動推進計画の策定済み市町村数は、平成31年3月31日現在で35市町村のうち29市町村で、策定率は82.9%です。



目標3：公立図書館と連携している小・中学校の割合の向上

区 分	平成24年度 (基準値)	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成30年度 (目標値)
小学校	53.2%	60.6%	63.3%	—	60.0%
中学校	32.3%	27.1%	35.2%	—	50.0%

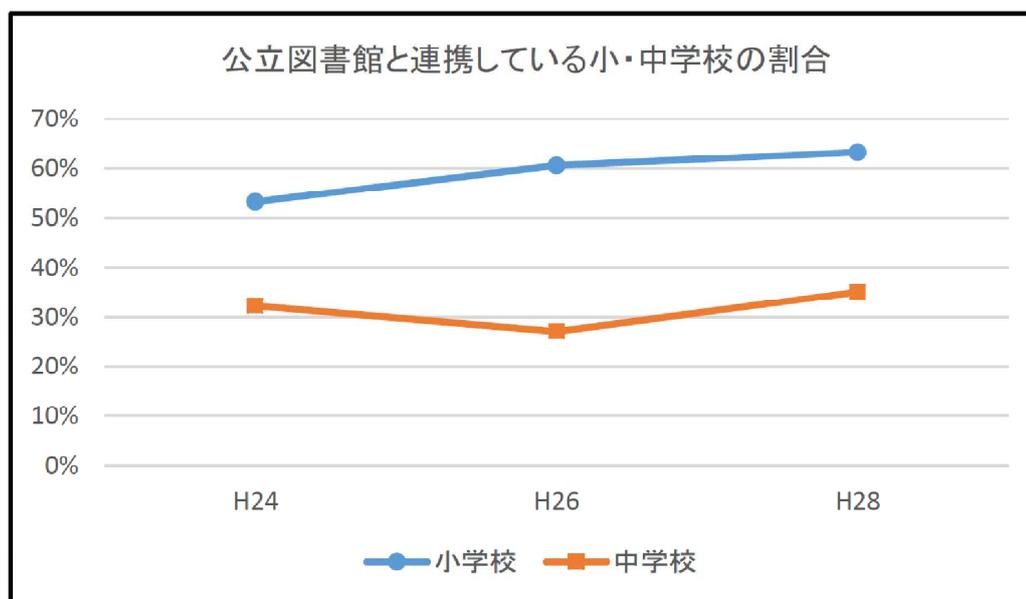
(出典:「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省)

※平成30年度調査は実施されず。次回実施は令和5年度の予定。

※①公共図書館資料の学校への貸出し、②公共図書館との定期的な連絡会の実施、③公共図書館司書等による学校への訪問のいずれかを行っている時に、連携を行っているものとする。

公立図書館(*5)から学校への図書の貸出しや定期的な連絡会議の開催や情報交換等の連携を推進しました。

公立図書館と連携している小学校の割合は、平成28年度に63.3%になっており、目標値を達成しています。中学校の割合は、年度により数値に増減があるものの、平成28年度は35.2%であり、目標の達成には厳しい状況となっています。



(*5)【公立図書館】地方公共団体が設置する図書館（県立及び市町村立図書館）

2 読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 学習指導要領の改訂等

平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しつつその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが規定されています。

(2) 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、読書活動にも大きな影響を与えている可能性があります。児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また、SNS等情報通信手段の多様化も近年の特徴であり、読書離れとの関連が懸念されています。そのような中、あらゆる世代を通じて、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高める必要があります。

さらに、電子書籍等、時代の変化に応じ、様々なニーズに対応した、多様な読書活動も行われるようになってきており、これらの読書活動の動向について情報の収集や適切な活用方法の検討をする必要があります。

(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

令和元年6月28日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

視覚障害者等(*6)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵みや潤いを楽しむことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

3 これまでの読書活動に関する課題

○ 読書習慣の定着について

「1日当たり、30分以上の読書をしている児童生徒の割合」は、全国平均（平成30年度）を上回っているものの、小学校6年生及び中学校3年生ともに目標達成は厳しい状況であり、家や図書館での読書が少ない傾向が見られます。

学校読書調査(*7)では高校生の不読率は依然として高く、また、読書世論調査(*8)によれば、「日本人の読み書きする能力に不足を感じる人」が82%を占めている状況にあることから、家庭においては、乳幼児期から発達段階に応じた家族ぐるみの読書活動が継続して行われることが重要です。学校においては、朝読書等の取組の継続とともに、学校以外での自主的な読書活動の推進に資するための環境を整備し、読書の習慣を定着させることが重要です。また、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることも重要です。

<児童・生徒の不読率>

区 分	平成29年度(A)	平成30年度(B)	(B)-(A) (%)
小学生	5.6%	8.1%	2.5
中学生	15.0%	15.3%	0.3
高校生	50.4%	55.8%	5.4

(出典：第64回「学校読書調査」2018年)

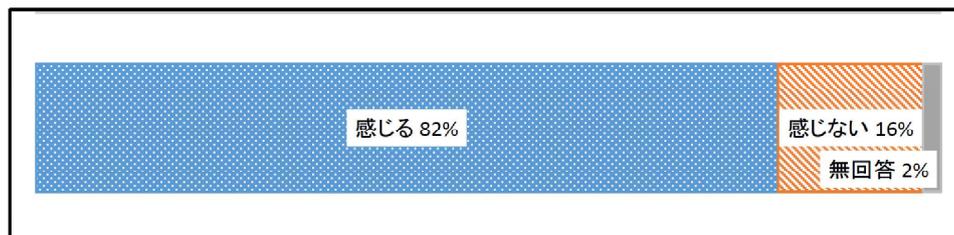
(*6) 【視覚障害者等】 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者

(*7) 【学校読書調査】 第64回「学校読書調査」(公益社団法人全国学校図書館協議会及び毎日新聞社、2018年)。調査対象は全国の小学生2,730名、中学生2,714名、高校生2,976名

(*8) 【読書世論調査】 第72回「読書世論調査」(毎日新聞社、2018年)。調査対象は全国の満16歳以上の男女3,600名(有効回答2,350名:65%)

<日本人の読み書き能力に対する認識>

問：あなたは日本人の読み書きする能力が不足していると感じることがありますか。



(出典：第72回「読書世論調査」2018年)

○ 子ども読書活動推進計画の策定について

家庭や学校等の他、地域に密接している図書館・公民館等の役割は重要であることから、計画を策定していない市町村には引き続き策定を働きかけ、計画に基づき、地域一体となって読書活動の推進を図っていくことが重要です。

○ 県立図書館の取組について

学校の授業等で活用するための「学習支援図書セット」や「朝の読書推進図書セット」の貸出しを行っていますが、まだ県立図書館の学校支援事業を認識していない学校の教職員も多いのが実情です。

また、幼児期から本に親しむことがその後の読書習慣につながっていくことから、幼稚園や保育園等の「紙芝居セット」や「大型絵本セット」の利用拡大が必要ですが、利用が少ないのが実情です。

学校図書館の利活用を促すためには、司書教諭や学校司書のスキルアップが必要です。県立図書館が行う研修会の内容を充実させていくとともに、参加しやすい体制を整え、参加を促す必要があります。

○ 学校等における読書活動について

校長等のリーダーシップによる学校図書館運営への全職員の参画意識の改革や学校図書館の活用を位置付けた教育課程の改善、司書教諭や学校司書のなお一層の資質向上により、児童生徒が読書に親しむきっかけをつくる取組を推進することが必要です。

■第4章 県民の読書活動の推進のための取組

◇第3次子ども読書活動推進計画から継続する取組

◆群馬県読書活動推進計画で拡充する取組

1 家庭における読書活動の推進

◇ 読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむ具体的な行動をとることが大切です。

◆ 読書を楽しむ習慣を形成するために、幼児期に限らず小学校、中学校、高校とそれぞれの段階に応じた対応をしていく必要があります。また、読書習慣は、日常の生活を通して育まれるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者が積極的に子どもの読書活動に関わっていくことが必要です。

◆ 家庭における読書は、一冊の本を通して家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要です。働き方改革を進め、家に早く帰り、家族で読書をすることも有効です。

◆ 定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すことが望まれます。

◆ 生涯を通じて読書に親しむという観点からも、より豊かな人生を過ごすために、読書活動への興味及び関心を高め、充実した読書活動を行うことができる環境を整えることが必要です。

2 地域における読書活動の推進

(1) 県及び市町村の取組

① 県の取組

◇ 市町村に対して、子ども読書活動推進計画の策定を促し、市町村と連携して読書活動の意義等について普及・啓発に取り組んでいきます。

◇ 子どもの読書活動に係る取組を促進するため、「子ども読書活動優秀実践校・図書館・団体表彰」（文部科学大臣表彰）や、「読み聞かせボランティア顕彰」、「優良図書館表彰」等を行い、県ホームページ等で取組を紹介し

ます。

- ◆ 県立図書館の整備・充実等、県民の読書環境の充実を図ります。

②市町村の取組

- ◇ 子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動の意義等について普及・啓発に取り組んでいきます。
- ◆ 地域住民に身近な公共図書館及び公民館図書室の整備・充実等、読書環境を整備します。
- ◆ 公共図書館や福祉部局と協力しブックスタートやブックスタートプラス(*9)等の乳幼児から親子で本に親しむ取組を推進します。
- ◆ 読み聞かせ等のボランティア団体との連携を図り、大人も子どもも読書の楽しさに触れる機会を増やしていきます。
- ◆ 公民館を中心に、様々な世代の地域住民が、多様な読書の楽しみを味わえるような活動（ビブリオバトル等）を増やしていきます。

(2) 図書館の取組

①県立図書館の取組

- ◇ 町村の公民館図書室等への図書の一括貸出を実施します。
- ◇ 県内図書館ネットワークの中核図書館として、相互貸借制度の更なる周知を図り、県内いずれの市町村においても図書の貸出しを可能にするなど、十分な読書環境の確保に努めます。
- ◇ 市町村立図書館や学校図書館等の関係者に対して、ビブリオバトル等の読書意欲を喚起するための新たな手法等についてのスキルアップ研修を実施します。
- ◇ 県内の読書情報やイベントの紹介を積極的に行います。
- ◇ 高校生を対象とした「夏休み高校生ボランティア」等の職業体験事業を実施し、図書館を身近に感じてもらうことなどにより、読書意欲の向上を図ります。

(*9)【ブックスタートプラス】ブックスタートを実施した市町村等が、その第2弾として、幼児とその保護者に絵本等を渡す活動

- ◇ 推薦図書に係る啓発資料や、図書館ガイドブック等の更新、改訂に取り組むとともに、その活用が図られるよう、効果的な配布や周知に努めます。
- ◆ 県民が行う高度・専門的な調査、研究のための調査相談体制の充実を図っていきます。また、県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス（レファレンスサービス）を提供する機能を充実します。
- ◆ 図書館未設置町村への支援を行います（学習支援図書セット、朝の読書推進図書セット等の貸出し等を含む）。
- ◆ ボランティア団体等と連携し、読書に関する様々なイベントを開催し、県民の読書に関する興味・関心を高めます。
- ◆ 郷土資料の充実や様々な読書に関する企画展の開催により、幅広い県民の読書ニーズに応えるよう努めます。

②市町村立図書館の取組

- ◇ 市町村立図書館は、地域の身近な社会教育施設として児童図書の充実に努めるとともに、県立図書館や他市町村立図書館との相互貸借制度等を活用し、貸出し図書の充実に図り、利用者のニーズに応じていくことが必要です。
- ◇ 市町村立図書館や公民館図書室に加え、児童館や公民館においても、読み聞かせ会やおはなし会等、子どもが読書に興味・関心をもつようなイベントを開催することが大切です。
- ◇ イベントの実施等に際して、地域のボランティアや読み聞かせグループ等の民間団体との連携・協力を図っていくことが大切です。
- ◆ 図書館を訪れることが困難な団体等に対しては、貸出し冊数や期間等について、柔軟に対応していくことが必要です。
- ◆ グローバル化社会への対応として、地域のニーズに応じた多言語対応の書籍の充実を図ることも必要です。
- ◆ 読書会等を開催し、読書の楽しみを相互に広げるとともに、読書を通じて人との関係を広げる活動を行うことも有効です。
- ◆ 大人向けの読み聞かせや紙芝居等の取組も読書活動の幅を広げるために有効です。

③高等学校図書館の取組

- ◆ 地域の身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館の一般開放を行います。

④大学図書館の取組

- ◆ 地域のメディアセンターとして、学習・調査・研究の目的で一般開放を行います。
- ◆ 大学での研究内容や読書活動に関連した企画展示やミニ講座、学生主体のイベントを学生や一般に向けて開催する等の取組も、読書活動に対する興味・関心を高めるために有効です。

3 学校等における読書活動の推進

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の取組

- ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園等では、子どもが楽しく読書に親しむよう、読み聞かせや紙芝居等の読書活動を行うとともに、特に、親に対し、幼児期から読み聞かせ等の大切さを十分理解してもらえるような取組が重要です。
- ◇ 図書館の団体貸出し等を積極的に利用することにより、子どもの読書機会の拡大に努めていくことも必要です。
- ◆ 子どもが自由に手に取ることができる絵本等を、教室及び保育室に設置することや、施設内に図書室を設ける等の環境整備への配慮が重要です。

(2) 学校の取組

- ◇ 授業参観等において、親に対して読書に関する授業を公開すること等により、親の読書活動に対する認識を深めていくことも必要です。
- ◆ 各教科の年間指導計画に学校図書館の利用を位置付け、司書教諭・学校司書等を活用した児童生徒の読書への興味・関心を高める指導を行っていくことが重要です。
- ◆ 「学習センター」機能、「情報センター」機能及び「読書センター」機能のバランスがとれた図書館整備に向けた取組が必要です。

- ◆ 図書館司書や司書教諭に対する学校全体の理解と協力が重要です。

①小・中学校

- ◇ 学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用し、学習活動や読書活動の充実を図ることが重要です。
- ◇ 学習の基盤となるための言語能力を育成するため、各教科等の特質に応じた言語活動を充実させることが重要です。
- ◆ 読み聞かせを推進し、児童生徒が本を楽しむ機会を増やすことが有効です。特に低学年から中学年にかけて読み聞かせを継続することで、読書習慣の形成を図ることが重要です。
- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校、小学校から中学校等の接続時に、継続した読書活動の取組を行うことが重要です。
- ◆ 全校一斉の読書活動や推薦図書コーナーの設置等、子どもが本に触れるきっかけを増やすことが重要です。
- ◆ 子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、例えば、読書会(*10)、ペア読書(*11)、お話（ストーリーテリング）(*12)、ブックトーク(*13)、アニメーション(*14)、ビブリオバトル等の活動も有効です。

(*10)【読書会】数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

(*11)【ペア読書】二人で読書を行う。家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。この取組により、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

(*12)【ストーリーテリング】語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

(*13)【ブックトーク】相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、一定のテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介する活動。テーマに関連づけられた様々なジャンルの本に触れることができる。

(*14)【アニメーション】読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加によって行われる読書指導のことである。読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

②高等学校

- ◇ 高校生の不読率を改善させるために、各高校において、「読書指導計画」や、各教科・科目等における利用計画を盛り込んだ「学校図書館運営計画」を作成することなどが必要です。
- ◇ 各教科・科目における学習、課題研究等を通じて、生徒が必要な情報を収集・選択し、それらを主体的に活用できるような取組を増やすことも必要です。そのためには、調べ学習等に必要な図書や資料の整備を行っていく必要があります。
- ◇ 司書教諭が中心となり、各教科等の学習における学校図書館の活用方法についての検討や教員への情報提供等を行い、学校図書館への理解を深めるとともに、積極的な活用を推進していくことが大切です。
- ◆ 高校生は、学習等の目的を持って読書する傾向が強まることから、学校司書は、高校生の知的関心に見合った読書指導ができるよう努めていく必要があります。
- ◆ 生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動（読書会やビブリオバトル等）も読書に興味を持ち、読書を通じた関係性を構築し、読書の幅を広げるために有効です。

4 読書活動におけるバリアフリーの推進

(1) 読書困難者(*15)（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。）による図書館の利用に係る体制の整備等

① 読書困難者が利用しやすい書籍等の充実

- ◆ 公立図書館等(*16)においては、アクセシブルな書籍等(*17)を充実させる取組を促進するとともに、点字図書館については、これらの書籍等の充実、製作の支援を行うことが重要です。

② 円滑な利用のための支援の充実

- ◆ 公立図書館等において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差解消等の施設及び設備の整備や障害者サービスの充実を図る取組を促進することが重要です。
- ◆ 学校図書館における支援を充実するため、各教育委員会に対し、司書教諭・学校司書の配置、司書教諭等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る必要があります。
- ◆ 点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、読書に困難のある児童生徒を支援するための取組を進めます。また、それらの児童生徒が在籍する学校に対して、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法についての周知を促進します。
- ◆ 点字図書館において、公立図書館等と連携を図り、アクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供、アクセシブルな書籍等の利用支援を促進します。

(*15)【読書困難者】視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。また、「読書バリアフリー法」における「視覚障害者等」と同義。具体的には、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者等。

(*16)【公立図書館等】県立図書館及び市町村立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館

(*17)【アクセシブルな書籍等】読書困難者が利用しやすい書籍及びそれらの電子書籍。読書困難者がその内容を容易に認識することができる書籍。例えば、点字図書、音訳図書等。

- ◆ 音訳図書(*18)の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能が、視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つよう、公立図書館との連携の促進を図ります。また、点字図書館の利用対象者の範囲について検討を行い、その検討結果を踏まえ、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討します。

(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

- ◆ 点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館(*19)のサービスの周知や連携に必要な情報提供を行い、読書困難者用データの送信サービスやサピエ図書館の利用促進を図ることが重要です。

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援

- ◆ 点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍(*20)や特定電子書籍等(*21)の製作のノウハウや製作された書籍等の情報共有等による製作の効率化を図ることが重要です。

(*18) 【音訳図書】 耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。触る絵本指で読むために作られた絵本。本の挿し絵は様々な材料で作れており、盛り上がった形となっている。

(*19) 【サピエ図書館】 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

(*20) 【特定書籍】 著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍

(*21) 【特定電子書籍等】 著作権法第37条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等。

(4) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

- ◆ 点字図書館と公立図書館等がICTサポートセンター(*22)と連携し、読書困難者に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行うことが重要です。また、サピエ図書館等の利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器等の貸出等の支援を行うことが必要です。
- ◆ ICTサポートセンターの普及の支援や読書困難者が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう公立図書館職員に対して研修することも重要です。

(5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等

①司書（学校司書）、司書教諭、職員等の資質向上

- ◆ 障害者サービスに関する内容を理解するための研修等の実施、障害当事者でピアサポート(*23)ができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を促進します。

②点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ◆ 製作に携わる人材に対する製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修の取組を支援するほか、人材の募集や養成及び製作活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援を行います。

(*22) 【ICTサポートセンター】 障害者等のICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、①ICT機器の紹介、貸出・利用に係る相談、②サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（都道府県・指定都市・中核市に対する厚生労働省補助事業）

(*23) 【ピアサポート】 同じ課題や境遇を持つ人が、互いに支え合い、助け合うこと。

5 関係機関等の連携・協力

(1) 学校と公立図書館の連携・協力

① 県立図書館の取組

- ◇ 各学校図書館に対し、「学習支援図書セット」や「朝の読書推進図書セット」等、児童生徒の読書活動を支援するための図書の団体貸出を行います。
- ◇ 学校図書館の取組の一層の充実を資するため、司書教諭や学校司書を対象とした実務研修等を開催します。
- ◇ 児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、図書館の利用を促進し、読書活動の充実を図るため、図書館での児童生徒の職場体験学習等を受け入れます。
- ◆ 読書に困難のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立図書館や県立点字図書館における取組を周知します。
- ◆ 司書教諭、職員等に対して、障害者サービスに関する内容を理解するための研修を実施します。

② 市町村立図書館の取組

- ◇ 児童生徒向け図書の充実を進めるとともに、学校図書館との連携・協力を推進することなどにより、児童生徒の読書環境の充実を図ることが重要です。
- ◇ 児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、その利用を促進し、読書活動の充実を図るため、引き続き児童生徒の職場体験学習等の受け入れに努めることが大切です。
- ◆ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の充実を図ることが大切です。
- ◆ 読書に困難のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、市町村立図書館や県立点字図書館における取組を周知することが大切です。

③ 県立点字図書館の取組

- ◆ 読書に困難のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立点字図書館における取組を周知します。

(2) 図書館相互の連携・協力

①県立図書館の取組

- ◆ 図書館横断検索システムの運営と市町村支援協力車の運行により、相互貸借などネットワークの整備・充実を一層推進していきます。
- ◆ 県内全ての市町村立図書館が参加する相互貸借制度の維持活用により、遠隔地等の県民や読書困難者の読書活動における利便性を確保するため、連携・協力を図っていきます。
- ◆ 県の中核図書館として、市町村立図書館や学校図書館の職員に対する実務研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

②市町村立図書館の取組

- ◆ 図書館の相互貸借制度の積極的な活用等により、県民の読書環境の充実を図るための取組を継続していくことが重要です。
- ◆ 県内各地域の図書館におけるイベント等の周知についても、相互に協力し合うことにより、県民の読書に対する関心・意欲を高める機会を提供していくことが大切です。

③県立点字図書館の取組

- ◆ 公立図書館等に対して必要に応じてアクセシブルな書籍等の製作の支援を行います。
- ◆ 公立図書館等に対して国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や情報提供を促進します。

(3) その他の連携・協力

- ◆ 読み聞かせグループや書店等の民間団体との連携を図り、読み聞かせ、朗読会、読書会等を開催することが、県民の読書に対する関心・意欲を高めるために有効です。
- ◆ 家庭、地域、図書館、学校、民間団体等が相互に連携し、異なる世代間で読書活動を通じた情報の共有及び交流を図ることで、県民の世代を超えた読書活動を推進していくことも重要です。
- ◆ 読書困難者関係の団体と連携し、アクセシブルな書籍等の利用促進のための情報共有を図ることも重要です。

6 指標の設定

本計画の策定にあたり、以下の指標を設定し、県民の読書活動の推進を図るとともに、達成状況の把握等によって、計画の進行管理を行っていきます。

目標1：1日当たり、30分以上の読書をしている小中学生の割合の向上

県民が生涯を通じて読書活動に親しむためには、家庭・地域・図書館・学校・民間団体等が相互に連携して、子どもの頃からの読書習慣の定着を図ることが必要です。子どもの読書習慣の定着状況を計る一つの指標として設定します。

区 分	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
小学校6年生	44.5%	50.0%
中学校3年生	34.4%	50.0%

(「全国学力・学習状況調査」文部科学省)

目標2：市町村における子ども読書活動推進計画の策定率の向上

県内全ての市町村で県民の読書活動を推進するため、引き続き策定率の向上に取り組むための指標として設定します。

区 分	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
市 町 村	82.9%	100.0%

(「子供読書活動推進計画策定状況調査」文部科学省)

目標3：県内の公共図書館の年間貸出点数の増加

県民の読書活動の推進状況を計る一つの指標として、県内の公共図書館の貸出点数の増加を設定します。

平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
10,455,978点	10,500,000点

(「群馬県の図書館」県立図書館)

資料編

目次

○県内公立図書館一覧	……………26
○子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究	……………28
○子どもの読書活動の推進に関する法律	……………30
○群馬県民の読書活動の推進に関する条例	……………33
○群馬県読書活動推進会議委員	……………36
○群馬県読書活動推進会議作業部会構成所属	……………36

○県内公立図書館一覧

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号
前橋市立図書館	371-0026	前橋市大手町二丁目12-9	027-224-4311
前橋子ども図書館	371-0023	前橋市本町二丁目12-1	027-230-8833
前橋市立図書館上川淵分館	371-0813	前橋市後閑町35	027-265-4123
前橋市立図書館下川淵分館	379-2141	前橋市鶴光寺町701	027-265-7070
前橋市立図書館芳賀分館	371-0131	前橋市鳥取町817	027-269-9308
前橋市立図書館桂萱分館	371-0007	前橋市上泉町141-3	027-261-3723
前橋市立図書館東分館	371-0837	前橋市箱田町543-1	027-251-8331
前橋市立図書館元総社分館	371-0846	前橋市元総社町三丁目1-1	027-253-7373
前橋市立図書館総社分館	371-0852	前橋市総社町総社1583-2	027-251-8321
前橋市立図書館南橋分館	371-0042	前橋市日輪寺町158	027-231-0331
前橋市立図書館清里分館	371-3573	前橋市青梨子町339	027-253-4588
前橋市立図書館城南分館	379-2117	前橋市二之宮町1320	027-268-2114
前橋市立図書館大胡分館	371-0223	前橋市大胡町15	027-283-8900
前橋市立図書館宮城分館	371-0244	前橋市鼻毛石町1507-4	027-283-0009
前橋市立図書館粕川分館	371-0217	前橋市粕川町西田面194-4	027-285-3312
前橋市立図書館富士見分館	371-0114	前橋市富士見町田島240	027-288-6112
前橋総合教育プラザ分館	371-0035	前橋市岩神町三丁目1-1	027-230-9093
高崎市立中央図書館	370-0829	高崎市高松町5-28	027-322-7919
高崎市立箕郷図書館	370-3105	高崎市箕郷町西明屋299-1	027-371-4486
高崎市立群馬図書館	370-3531	高崎市足門町1667-1	027-372-6644
高崎市立新町図書館	370-1301	高崎市新町3126	0274-42-3100
高崎市立榛名図書館	370-3342	高崎市下室田町900-4	027-374-2212
高崎市立山種記念吉井図書館	370-2132	高崎市吉井町吉井285-5	027-387-7249
桐生市立図書館	376-0022	桐生市稲荷町1-4	0277-47-4341
桐生市立新里図書館	376-0123	桐生市新里町武井693-1	0277-74-8080
伊勢崎市図書館	372-0055	伊勢崎市曲輪町22-21	0270-23-2346
伊勢崎市赤堀図書館	379-2204	伊勢崎市西久保町二丁目82-1	0270-63-1200
伊勢崎市あずま図書館	379-2222	伊勢崎市田部井町三丁目2091	0270-62-9988
伊勢崎市境図書館	370-0124	伊勢崎市境724-1	0270-74-0209

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号
太田市立中央図書館	373-0817	太田市飯塚町1549-2	0276-48-6226
太田市立尾島図書館	370-0411	太田市亀岡町63-1	0276-60-7288
太田市立新田図書館	370-0313	太田市新田反町町877	0276-57-2676
太田市立藪塚本町図書館	379-2304	太田市大原町505-2	0277-78-0512
太田市美術館・図書館	373-0026	太田市東本町16-30	0276-55-3036
沼田市立図書館	378-0042	沼田市西倉内町821-1	0278-22-0550
館林市立図書館	374-0018	館林市城町3-1	0276-74-2346
渋川市立図書館	377-0008	渋川市渋川1767-1	0279-22-0644
渋川市立北橋図書館	377-0062	渋川市北橋町真壁2354	0279-52-2300
藤岡市立図書館	375-0024	藤岡市藤岡50-1	0274-22-1669
富岡市立図書館	370-2343	富岡市七日市400-1	0274-62-1737
安中市図書館	379-0192	安中市安中三丁目9-63	027-381-0529
安中市松井田図書館	379-0221	安中市松井田町新堀530	027-393-4402
みどり市立笠懸図書館	379-2313	みどり市笠懸町鹿373	0277-77-1010
みどり市立大間々図書館	376-0101	みどり市大間々町大間々1332-3	0277-73-0707
吉岡町図書館	370-3692	北群馬郡吉岡町下野田472	0279-54-6767
上野村図書館	370-1611	多野郡上野村新羽32	0274-59-2460
神流町図書館	370-1504	多野郡神流町万場93	0274-57-2364
甘楽町図書館	370-2212	甘楽郡甘楽町福島1258-2	0274-70-4660
中之条町ツインプラザ図書館	377-0423	吾妻郡中之条町伊勢町1005-1	0279-76-3115
草津町立温泉図書館	377-1792	吾妻郡草津町草津28	0279-88-7190
玉村町立図書館	370-1105	佐波郡玉村町福島325	0270-65-1122
明和町立図書館	370-0701	邑楽郡明和町南大島1073-1	0276-84-5555
千代田町立山屋記念図書館	370-0503	邑楽郡千代田町赤岩1895-1	0276-86-2885
大泉町立図書館	370-0516	邑楽郡大泉町中央三丁目11-21	0276-63-6399
邑楽町立図書館	370-0603	邑楽郡邑楽町中野2676-1	0276-88-5900
群馬県議会図書室	371-8570	前橋市大手町一丁目1-1	027-897-2892
群馬県立点字図書館	371-0843	前橋市新前橋町13-12	027-255-6567
群馬県立図書館	371-0017	前橋市日吉町一丁目9-1	027-231-3008

○「子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究」

(令和元年12月 独立行政法人 国立青少年教育振興機構)



National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究 報告書〔速報版〕

【本研究の概要】

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センターは、子供の頃の読み聞かせや読書活動の実態、読書活動が大人になった現在の「自己理解力」（自己探求・自尊感情・充実感など）、「批判的思考力」（論理的・内省的・問題解決力など）、「主体的行動力」（意欲・将来展望など）のいわゆる意識・非認知能力に与える影響を検証するために、全国の20～60代の男女5000名（各年代男女500名ずつ）を対象にインターネット調査を実施した。

- 年代に関係なく、本（紙媒体）を読まない人が増えている。（平成25年と平成30年を比較して）
- 一方で、スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスを使った読書は増えている。
- 読書のツールに関係なく、読書している人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向があるが、本（紙媒体）で読書している人の非認知能力は最も高い傾向がある。

【主な調査結果】※（ ）内は本報告書の掲載ページ

- 結果①** 本（紙媒体）を読まなくなった人は、年代に関係なく増加している。
- 1か月に読む本（紙媒体）の量を経年比較すると、「0冊」と回答した人の割合は、年代に関係なく、平成25年では28.1%であったが、平成30年では49.8%と約20ポイント増えている（p.10）。
 - 特に、「0冊」と回答した割合が最も増えている年代は、20代（25.1ポイント増、52.3%）であり、平成30年で「0冊」と回答した割合が最も多い年代は、30代（54.4%）である（p.10）。
- 結果②** 一方で、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどのスマートデバイスを用いて本を読む人の割合は増えている。
- 1か月に読む電子書籍の量を経年比較すると、「1冊」以上と回答した割合は、平成25年では8.5%であったが、平成30年では19.7%と約10ポイント増えている（p.12）。
 - 携帯電話、スマートフォン、タブレットを利用した1日あたりの読書時間を経年比較すると、年代に関係なく、15分以上と回答した割合が増えている（p.14）。
- 結果③** 読書のツールに関係なく、読書している人はしていない傾向がある人よりも意識・非認知能力が高い傾向があるが、本（紙媒体）で読書している人の意識・非認知能力は最も高い傾向がある。
- 読書の使用ツールを整理すると、以下の5つの読み方に分類された。（p.15）
 - 紙媒体中心 : 本（紙媒体）による読書時間が長くそれ以外のツールによる読書時間が短い。
 - スマートデバイス中心 : 携帯電話、スマートフォン、タブレットによる読書時間が長く、それ以外のツールによる読書時間が短い。
 - パソコン中心 : パソコンによる読書時間が特に長い。
 - パソコン、スマートデバイス中心 : パソコンとスマートデバイスによる読書時間が長い。
 - 読書時間低 : すべてのツールによる読書時間が短い。

- 各傾向と現在の意識・非認知能力との関係について検討した結果、読書の使用ツールに関係なく読書をしている人は、読書をしていない傾向がある人に比べ、意識・非認知能力が高い傾向があった。(p.17)
- 現在の意識・非認知能力は、本(紙媒体)で読書している人が最も高い傾向があった(p.18)。

表. 使用ツールにおける意識・非認知能力得点の違い

(合計得点)	紙媒体中心	スマートデバイス中心	パソコン中心	パソコン、スマートデバイス中心	読書時間低
自己理解力	14.02	13.48	12.98	13.51	12.26
批判的思考力	13.48	12.76	12.61	13.06	11.89
主体的行動力	13.11	12.55	12.41	12.89	11.58

※数字は意識・非認知能力合計得点の平均値を示す。

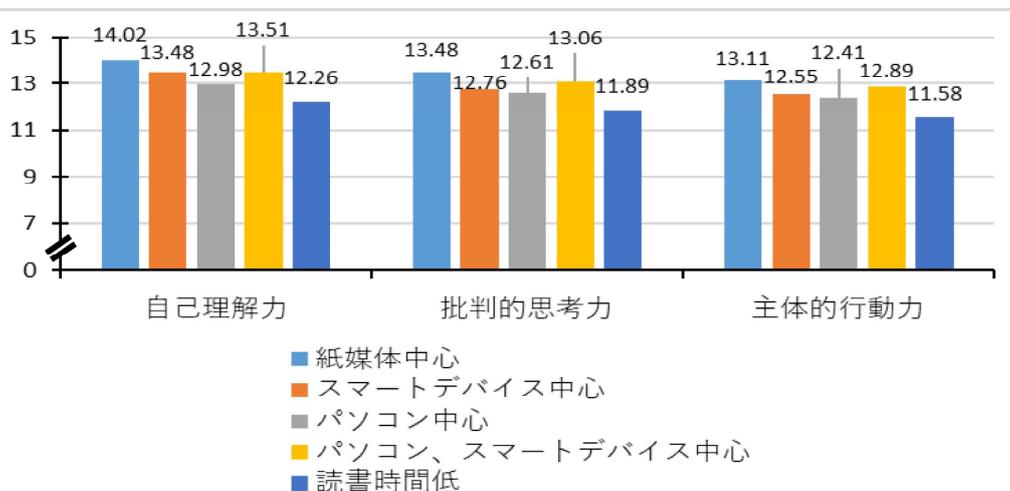


図. 使用ツールにおける意識・非認知能力得点の違い

自己理解力:「今の自分が好きだ」「自分には自分らしさがある」など自己肯定感を包含
 批判的*思考力:「ものごとを順序立てて考えることが得意だ」など客観的、多面的、論理的に考える力、
 自分あるいは他者の意見をまとめる力、コミュニケーション力を包含
 主体的行動力:「分からないことはそのままにしないで調べる」など何事にも進んで取り組む姿勢や意欲

※ ここでいう「批判的」とは、物事を否定的に評価することではなく、物事を鵜呑みにせず主体的に関わることで問題を見つけ課題を設定し、周囲に発信あるいは傾聴しながらコミュニケーションをとる思考態度を指す。
 現在の意識・非認知能力は、「社会人基礎力」(経済産業省,2006年)で示す3つの能力に関係。

【問い合わせ先】

国立青少年教育振興機構 青少年教育研究センター企画室 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1
 TEL : 03-6407-7741 FAX : 03-6407-7619 Email kenkyu-soumu@niye.go.jp

「体験の風をおこそう」運動

群馬県読書活動推進計画を策定するに当たり、国立青少年教育振興機構の承認を得て、調査結果を掲載させていただきました。調査の詳しい情報は、国立青少年教育振興機構のホームページを御覧ください。

(https://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/140/)

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○群馬県民の読書活動の推進に関する条例

(平成31年3月22日条例第27号)

読書活動は、人が成長する過程において、言葉を学び、感性を磨き、表現力や知識を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものである。

群馬県には、幼い頃から「上毛かるた」に親しみ、郷土に関する言葉や知識を学ぶという全国に誇る文化的風土がある。その一方で、近年の各種情報メディアの急速な発展等、読書活動を取り巻く環境が変化し、読書離れが懸念されている。

そのような状況の中、あらゆる世代を通じて、より積極的に読書活動が行われるためには、読書活動の意義や重要性について、県民の理解及び関心を高め、家庭、地域、学校及び行政が連携して県民の読書活動を支援する環境を整備する必要がある。

特に、図書館は、人が読書活動を通じて、学び、成長し、自己実現を図ることを支援する「知の拠点」であり、読書活動の推進に大きな役割を担っていることから、その役割を十分に果たしていくことが期待されている。

こうしたことから、私たちは、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動を支援する環境整備を推進し、知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、読書活動を推進するために必要な事項を定めることにより、読書活動の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民の知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「図書館等」とは、公立図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する公立図書館をいう。）及び公民館図書室（公立図書館を設置していない町村が社会教育法（昭和二十四年法律第

二百七号) 第二十一条第一項の規定により設置する公民館に置く図書室をいう。)をいう。

2 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

3 この条例において「社会教育関係団体」とは、社会教育法第十条に規定する社会教育関係団体をいう。

4 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

（基本理念）

第三条 県民の読書活動の推進に関する施策は、全ての県民が生涯にわたり、家庭、学校等その他の地域の様々な場において、容易に読書活動が行える環境を整備することを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、県民の読書活動を支援するための情報発信、啓発その他の読書活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策が円滑に実施されるよう、市町村、図書館等、学校等その他関係機関及び社会教育関係団体（以下「市町村等」という。）との相互連携の促進に努めるとともに、市町村等に対して読書活動の推進に資する人材の育成のための支援を行うものとする。

（図書館等の機能充実）

第五条 県は、県民の読書活動を推進する上で図書館等が重要な拠点であり、群馬県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、その中核的な役割を担う施設であることに鑑み、県立図書館における読書活動の推進に必要な環境を充実させるよう努めるものとする。

2 県は、図書館等（県立図書館を除く。）の機能の充実が図られるよう、情報の

提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 3 県は、学校図書館（学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条に規定する学校図書館をいう。）に対して、前項の規定に準じた支援を行うものとする。

（市町村の取組）

第六条 市町村は、図書館等において、地域の実情に合わせた住民の読書活動を支援するための環境整備に努めるものとする。

- 2 市町村は、住民の読書活動を推進するための施策を実施するに当たっては、県、学校等その他関係機関及び社会教育関係団体との連携に努めるものとする。

（県民の取組）

第七条 県民は、日常生活の中で読書活動に親しむとともに、家庭において、読書活動の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書活動への興味及び関心を深めることができる環境を整えるよう努めるものとする。

（学校等の取組）

第八条 学校等は、家庭及び社会教育関係団体と連携して、子どもの発達段階及び特性に応じ、子どもが日常生活において本に親しみ、読書活動を楽しむ習慣の形成に努めるものとする。

- 2 学校等は、県及び市町村が実施する読書活動の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（読書活動推進会議）

第九条 県は、第三条の基本理念の実現を図るため、読書活動推進会議を置くことができる。

（財政上の措置）

第十条 県は、第四条第一項の施策に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県読書活動推進会議委員（五十音順）

氏名	役職等	備考
石崎 治	群馬県公共図書館協議会 会長 館林市立図書館 館長	
一倉 基益	(株) 上毛新聞社 事業局 出版部長	
市村 正好	群馬県小中学校教育研究会学校図書館部会 書記（渋川市立渋川中学校長）	
金子 学	群馬県公民館連合会 副会長 主事部会長	
後藤 さゆり	共愛学園前橋国際大学 副学長	議長
竹内 靖博	群馬県書店商業組合 理事長	
竹澤 敦	群馬県高等学校教育研究会学校図書館部会 部会長（群馬県立太田フレックス高等学校長）	
寺澤 敬子	「ともだち文庫」主宰 高崎市図書館絵本読書相談員	副議長
中山 勝文	群馬県図書館協会 会長 群馬県立図書館 館長	
蜂須賀 克明	群馬県国公立幼稚園こども園教育研究会 会長（中之条町立中之条幼稚園長）	
本山 桂	群馬県PTA連合会 家庭教育委員会 書記	
渡邊 淳	群馬県小中学校教育研究会学校図書館部会 部会長（榛東村立南小学校長）	

群馬県読書活動推進会議作業部会構成所属

所属	
総務部	学事法制課
こども未来部	子育て・青少年課
教育委員会	義務教育課
	高校教育課
	特別支援教育課
	県立図書館
	生涯学習課